

山口県公文書管理委員会規則

令和五年三月十四日
山口県規則第七号

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県公文書等管理条例（令和五年山口県条例第一号）第三十三条第五項の規定に基づき、山口県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する委員）及び二人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

8 前条（第三項を除く。）の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、総務部学事文書課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。